

## 子育て応援講師（こっころ講師）派遣事業実施要領

### 1. 目的

この事業の目的は、「子育て応援講師（こっころ講師）登録・派遣事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に定めるとおり、子育て支援の技術を有し、県内で活動する実践者をこっころ講師として登録し、県内各地で実施される子育て支援活動に派遣して実践活動を行うことにより、子育て支援活動の活性化と子育て支援に取り組む団体や担い手を育成することを目的とする。

### 2. 派遣する講師

本事業で派遣する講師は、実施要綱第3条第1号に定める「子育て応援講師（こっころ講師）」とする。

#### ※子育て応援講師（こっころ講師）

子育て支援の実践者であって、次条に掲げる活動を行う者として県に登録したもの

### 3. 派遣を受ける団体

本事業で講師の派遣を受けることができる団体は実施要綱第3条第2号に定める「みんなで子育て応援隊（こっころ隊）」とする。

#### ※みんなで子育て応援隊（こっころ隊）

こっころ講師及び子育て支援活動に取り組む民間団体であって、県に登録したもの

### 4. こっころ講師派遣に係る経費負担

#### (1) 講師への謝金

定例的な研修講師の時間単価 3,000 円(上限 2 時間 6,000 円)までの報償費は県が直接こっころ講師に支払う。

※3,000 円を超える報償費が必要な場合は実施団体が負担する。

#### (2) 講師への費用弁償

県が直接こっころ講師に支払う

#### (3) その他の経費(会場借り上げ、広報、資料作成)

実施団体が負担する

### 5. 事業実施の手続き

(1) 派遣事業の実施を希望する団体は、「子育て応援講師（こっころ講師）派遣申請書」（様式1）を島根県に提出する。

(2) 島根県は事業計画を審査し、こっころ講師の派遣を適当と認めた場合は、実施団体（様式2）、こっころ講師（様式3）に文書により通知する。

(3) 本事業で派遣するこっころ講師の人数は、同一事業につき3名を上限とする。

(4) 本事業によるこっころ講師の派遣は、同一団体につき年度ごとに3回を上限とする。

(5) 本事業により、同一団体に前々年度及び前年度に連続して同一のこっころ講師が派遣されている場合は、当該団体への当該こっころ講師の派遣は対象外とする。

(6) 派遣事業を実施した団体は、「子育て応援講師（こっころ講師）派遣事業報告書」（様式4）を島根県に提出する。

#### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

こっころ講師派遣事業のフロー

